

議 第 3 4 号

令和 7 年 5 月 2 2 日提出

令和 7 年度熊本市奨学生の採用について

熊本市奨学生を別紙のとおり採用したいので教育委員会の意見を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市奨学金条例（平成 1 4 年条例第 1 8 号）第 4 条及び熊本市教育委員会
教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 2 条に基づき奨
学生の採用について教育委員会の意見を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

【選考基準】

1 奨学金貸付対象者

奨学金貸付の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・短期大学・大学又は専修学校(高等課程及び専門課程)に在学していること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
(4)の併用制限については、給付型の奨学金や高等学校等就学支援金及び熊本県奨学のための給付金等は含まれない。

2 経済的理由の選考基準

申請者と生計を一にする世帯員全員の所得合計が、当該世帯の所得基準額以下であり、かつ所得基準額に対する充足率の順位が採用予定者数の範囲内であること。

(1) 所得基準額 生活保護基準額の1.7倍

「生活保護基準額」とは、別表1の算定項目欄1から7までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を足した数に12を乗じ、算定項目欄8から10までに掲げた項目について算定内容欄記載の額を加算したものをいう。

なお、同表参照箇所の欄中「保護の基準」は生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)を、「保護の実施要領」は生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)をいう。

(2) 充足率

所得合計 / 所得基準額 = 充足率

1以下の対象者を順位付け

別表 1 【生活保護基準額の算出方法】

算定項目	参照箇所	算定内容
1. 基準生活費	保護の基準別表第 1 第 1 章 1 (1)イ(ア)	次の A 及び B の合計 熊本市の級地区分は 2 級地－ 1 A : 第 1 類の表に定める世帯員の年齢別の基準額を世帯員ごとに合算した額に 通減率の表中率の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び 第 2 類の表に定める基準額の合計 B : 経過的加算額 「通減率」とは保護の基準別表第 1 第 1 章 1 (2)ア中「通減率」の表に定められ た率をいう。 「経過的加算額」とは保護の基準別表第 1 第 1 章 1 (ア)中「経過的加算額」の表 に定められた額をいう。
2. 教育扶助基準月額 及び学校給食費並 びに学級費等	保護の基準別表第 2 教育扶助基準の表 「基準額(月額)」の項及び 「学校給食費」の項 学級費については、保護 の実施要領第 7 , 3 (2)	基準額、学校給食費及び学級費等の合計額 学校給食費の額は「保護者が負担すべき給食費の額」とされているところ 同金額は、熊本市学校給食費条例施行規則(令和元年規則第 10 号)別表記載 の金額に 9 を乗じ、当該額を 1 2 で除した額とする。 学級費等は、保護の実施要領について第 7、3(2)にて定められている上限額を 算定する。
3. 住宅扶助基準	保護の基準別表第 3 の 2	保護の基準別表第 3 の 2 の規定に基づいて厚生労働大臣が定める額と現に 支払っている家賃(共益費、駐車場及び自治会費を除く。)とを比較して いずれか低い方。 なお、保護の基準別表第 3 の 2 の規定に基づいて厚生労働大臣が定める 額は、次のとおり。 【世帯人数】 【限度額】 1 人 31,100 円 2 人 37,000 円 3 人から 5 人 40,400 円 6 人 44,000 円 7 人 49,000 円
4. 高等学校等就学費	保護の基準別表第 7 保護の実施要領第 7 . 8 (2)イ(ウ)	次の A 及び B の合計額 A : 保護の基準別表第 7 , 1 基準額の表技能修得費の部高等学校等就学費の 款基本額(月額)の項記載の額 B : 保護の実施要領第 7、8 (2)イ(ウ)記載の学習費等の額(上限額を算定 する)
5. 障害者加算	保護の基準別表第 1 第 2 章 2	(2)所定の障害者がいる場合に、(1)の表在宅者の部 2 級地の項記載の額 なお、加算は行わない。
6. 児童養育加算	保護の基準別表第 1 第 2 章 6	(1)加算額(月額)記載の額 なお、(2)児童養育加算に係る経過的加算額(月額)アからウのいずれかに 該当する場合には、同号所定の加算を行う。
7. 母子加算	保護の基準別表第 1 第 2 章 8 (1)	在宅者の部 2 級地の項記載の額 なお、母子加算に係る経過的加算額の加算は行わない。
8. 地区別冬季加算額	保護の基準別表第 1 第 1 章 1 (1)イ(ア)第 2 類の表 「地区別冬季加算額」の項	世帯人数に応じた額× 5 カ月 なお、熊本市の区分は
9. 期末一時扶助費	保護の基準別表第 1 第 1 章 1 (2)ア期末一時扶助費の 表 2 級地 1 の項	世帯人数に応じた額
10. 学習支援費	保護の基準別表第 2 教育扶 助基準の表「学習支援費 (年間上限額)」の項	年間上限額

令和7年度(2025年度)熊本市奨学生

1 学校区分別申請状況

学校区別申請状況

			申請学校数	申請者	所得基準額充足者	採用予定者
高校等	高校	公立	5	5	4	4
		私立	10	26	24	24
	専修 高等課程	公立	0	0	0	0
		私立	0	0	0	0
				15	31	28
大学等	大学	公立	2	2	0	0
		私立	1	3	0	0
	専修 専門課程	公立	0	0	0	0
		私立	2	4	4	4
				5	9	4
合計			20	40	32	32

2 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申出により 左の貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額 (大学等に限る)	第1学年の 初回加算額 (1年生に限る)
高校等	高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	18,000円	—	50,000円
		私 立	30,000円		100,000円
大学等	大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	国・公立	42,000円	6,000円	150,000円
		私 立	51,000円	10,000円	200,000円

3 返還期間

区 分	返還期間	
高等学校 専修学校(高等課程)	国・公立	9年
	私 立	12年
高等専門学校	国・公立	13年
	私 立	14年
大学	国・公立	14年
	私 立	15年
短期大学 専修学校(専門課程)	国・公立	12年
	私 立	11年

充足率別審査状況

令和07年度（2025年度）【高校等】

区分	充足率	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
高校等	0.3 未満	9	1	2				12	
	0.3 ～ 0.4	2						2	
	0.4 ～ 0.5	3	1					4	
	0.5 ～ 0.6	1	1					2	
	0.6 ～ 0.7	1						1	
	0.7 ～ 0.9	5	1					6	
	0.9 ～ 1.0	1						1	
	小計	22	4	2				28	該当者
	1.0 超過	2		1				3	
	計	24	4	3				31	申請者

令和07年度（2025年度）【大学等】

区分	充足率	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
大学等	0.3 未満	1						1	
	0.3 ～ 0.4								
	0.4 ～ 0.5								
	0.5 ～ 0.6	1						1	
	0.6 ～ 0.7			1				1	
	0.7 ～ 0.9	1						1	
	0.9 ～ 1.0								
	小計	3		1				4	該当者
	1.0 超過	3		2				5	
	計	6		3				9	申請者

令和07年度（2025年度）【全体】

区分	充足率	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	
全体	0.3 未満	10	1	2				13	
	0.3 ～ 0.4	2						2	
	0.4 ～ 0.5	3	1					4	
	0.5 ～ 0.6	2	1					3	
	0.6 ～ 0.7	1		1				2	
	0.7 ～ 0.9	6	1					7	
	0.9 ～ 1.0	1						1	
	小計	25	4	3				32	該当者
	1.0 超過	5		3				8	
	計	30	4	6				40	申請者

新規貸付と予算の状況

1 貸付者数の状況

(単位:人)

区 分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合 計
継続貸付分		0	18	23	9	1	1	52
新規貸付分	高 校 等	22	4	2	0	0	0	28
	大 学 等	3	0	1	0	0	0	4
		25	4	3	0	0	0	32
合 計		25	22	26	9	1	1	84

新規貸付者上限数 = 328 人
 (定数 380 人 - 継続貸付者数 52 人)

2 新規貸付対象者に対する予算の状況

(単位:千円)

区 分		令和7年度(2025年) 当 初 予 算		予 定 貸 付 金		差 額	
		貸付金 (A)	債務負担 (B)	令和7年度 (2025年度) (C)	令和8年度 (2026年度)以降 (D)	貸付金 (A) - (C)	債務負担 (B) - (D)
継続貸付分		22,758		19,698	11,076	3,060	
新規 貸付分	高校等	34,564	65,520	11,274	17,064	23,290	48,456
	大学等	12,678	34,272	3,048	612	9,630	33,660
		47,242	99,792	14,322	17,676	32,920	82,116
合 計		70,000		34,020	28,752	35,980	

新規貸付予算枠 = 50,302 千円
 (令和7年度(2025年度)当初予算額 70,000 千円 - 継続貸付額 19,698 千円)

○熊本市奨学金条例

平成14年3月28日

条例第18号

改正 平成14年9月25日条例第45号

令和4年3月24日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条—第13条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第14条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（令4条例10・章名追加）

（目的）

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付け等を行うことにより、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的とする。

（令4条例10・一部改正）

第2章 奨学金の貸付け

（令4条例10・章名追加）

（奨学金の貸付対象者）

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本市に居住する者の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）に在学している者であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- (4) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から奨学金の貸付けその他の規則で定める措置を受けていないこと。

（令4条例10・一部改正）

(貸付申請)

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会の意見を聴き、規則で定める定数内において市長が決定する。

(奨学金の貸付額)

第5条 奨学金の貸付額は、別表に定めるところによる。

2 自宅外から大学、短期大学又は専修学校（専門課程に限る。）に通学する者が奨学金の貸付申請の際申し出た場合は、前項の貸付額に月額10,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

3 前2項に定めるもののほか、学校等の第1学年に在学する者から奨学金の貸付申請の際申出があった場合は、初回の貸付額に200,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算することができる。

(平14条例45・一部改正)

(奨学金の減額等)

第6条 奨学金の貸付けの申請に際し、奨学金の減額を申し出た者については、前条第1項の規定にかかわらず、別表に定める額の2分の1に相当する額を減額して貸し付けることができる。

2 奨学生は、いつでも奨学金の貸付けの辞退を申し出ることができる。

3 前項の申出があったときは、当該申出があった日の属する月の翌月をもって奨学金の貸付けを廃止する。

(平14条例45・令4条例10・一部改正)

(貸付けの期間)

第7条 奨学金の貸付けは、奨学生の在学する学校等の正規の修学月数分を超えて行うことができない。

(報告義務)

第8条 奨学生は、規則で定めるところにより、毎年定期にその修学状況等を報告しなければならない。

2 前項に規定する報告のほか、奨学生は、休学、復学、退学等修学状況の異動が生

じた場合は、直ちにその旨報告しなければならない。

(奨学金の休止)

第9条 市長は、奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸付けを休止することができる。

(奨学金の停止等)

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを停止又は廃止することができる。

- (1) 第2条に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 病気その他の理由により学業を続ける見込がないと認められるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、性行不良等奨学金の貸付けを受けることが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により奨学金の貸付けを停止された者について、当該停止の原因となった事由が消滅したときは、当該奨学生の申出により、当該停止を解除することができる。

(平14条例45・一部改正)

(奨学金の返還)

第11条 奨学金は、在学する学校等を卒業した日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から15年を超えない範囲内において規則で定める期間内に年賦、半年賦又は月賦によりこれを返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することを妨げない。

2 奨学生が奨学金の貸付けを廃止されたときは、その決定の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から前項の規定に準じて奨学金を返還しなければならない。

3 奨学金には、利息を付さない。

(返還の猶予)

第12条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申出により相当の期間奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学その他規則で定める教育施設に在学しているとき。
- (2) 病気その他特別の事情により奨学金の返還が困難であると認められるとき。

(平 1 4 条例 4 5 ・ 一部改正)

(返還の免除)

第13条 奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等の申出により奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(平 1 4 条例 4 5 ・ 一部改正)

第 3 章 高校等進学支援金の支給

(令 4 条例 1 0 ・ 追加)

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 8 号）第 2 条に掲げる高等学校等（第 1 8 条において単に「高等学校等」という。）への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）第 2 条第 2 号又は第 3 号に掲げる者に該当しない者であること。

(令 4 条例 1 0 ・ 追加)

(支給申請)

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(令 4 条例 1 0 ・ 追加)

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者（第 1 8 条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(令 4 条例 1 0 ・ 追加)

(支援金の支給額)

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

(令4条例10・追加)

(支給決定の取消し)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対象者に係る支給の決定を取り消すこととする。

- (1) 高等学校等に入学しなかったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(令4条例10・追加)

第4章 雑則

(令4条例10・章名追加)

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令4条例10・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市育英奨学基金条例の廃止)

2 熊本市育英奨学基金条例（昭和43年条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

(令4条例10・一部改正)

区分	月額
----	----

高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	国立及び公立の学校	18,000円
	私立の学校	30,000円
大学、短期大学及び専修学校の専門課程	国立及び公立の学校	42,000円
	私立の学校	51,000円

○熊本市奨学金条例施行規則

平成14年5月9日

規則第58号

改正 平成16年3月31日規則第15号

平成17年5月30日規則第61号

平成20年5月30日規則第50号

平成21年11月5日規則第82号

平成22年3月9日規則第2号

平成22年4月21日規則第79号

平成24年2月10日規則第29号

平成26年3月28日規則第44号

平成26年6月30日規則第72号

平成28年10月28日規則第105号

平成29年3月27日規則第10号

平成31年3月31日規則第44号

令和4年3月31日規則第33号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条—第21条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第22条—第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（令4規則33・章名追加）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 奨学金の貸付け

（令4規則33・章名追加）

（併用制限）

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める措置は、国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けとする。

（平22規則79・平24規則29・平26規則44・平26規則72・平29規則10・一部改正）

（貸付手続）

第3条 条例第3条の規定による奨学金の貸付けの申請は、熊本市奨学金貸付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 生計を一にする世帯員全員の住民票の写し
- (2) 生計を一にする世帯員全員（義務教育就学前及び就学中の児童を除く。）の所得を確認できる書類
- (3) 家計の急変等により奨学金の貸付けの申請にあつては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平20規則50・平22規則2・平31規則44・令4規則33・一部改正）

（奨学生の数）

第4条 条例第4条に規定する規則で定める定数は、380人とする。

（平17規則61・平20規則50・一部改正）

（決定の通知等）

第5条 市長は、奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）について決定したときは、奨学生決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により奨学生として決定の通知を受けた者は、本人、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されている場合に限る。）及び連帯保証人が連署した誓約書を直ちに市長に提出しなければならない。

3 正当な理由なく前項の誓約書の提出がない場合は、市長は、第1項の決定を取り消すことができる。

（平31規則44・一部改正）

（連帯保証人）

第6条 連帯保証人は、2人とし、うち1人は扶養者でなければならない。

2 扶養者である連帯保証人以外の連帯保証人は、本市に居住する独立の生計を営む者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外の居住者とすることができる。

3 連帯保証人を死亡等により変更しようとするとき又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に異動があったときは、連帯保証人変更届により市長に届け出なければならない。

(平31規則44・一部改正)

(自宅外通学者への加算額)

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める額は、国立及び公立の学校等においては月額6,000円、私立の学校等においては10,000円とする。

(初回貸付加算額)

第8条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(減額貸付額の変更)

第9条 条例第6条の規定により奨学金の減額貸付を受けている奨学生が、減額貸付の申出をしなかったとした場合に適用となる奨学金貸付月額への変更を希望するときは、奨学金貸付額変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出により奨学金貸付額の変更を決定しときは、奨学金貸付額変更決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

(平31規則44・一部改正)

(奨学金の交付)

第10条 奨学金の貸付けは、奨学生に対し毎月当月分を交付することにより行う。ただし、特別な事情があるときは、数月分を合わせて交付することにより行うことができる。

(令4規則33・一部改正)

(在学状況に変更が生じた場合の処理)

第11条 奨学生が転学又は編入学をした場合における当該転学又は編入学以後の貸付額の月額は、条例別表の当該転学又は編入学以後に在学する学校等の区分に応じた額とする。

2 前項の規定は、第7条に規定する自宅外通学者への加算額について準用する。

- 3 奨学生又は奨学生であった者について転学、編入学、再入学等の事由が発生した場合における当該事由の発生後の奨学金の貸付期間については、当該事由の発生前に奨学金を貸し付けた月数を勘案して市長が決定するものとする。

(平20規則50・追加)

(在学証明書の提出)

第12条 条例第8条第1項の規定により、奨学生は、貸付申請時の年を除き、在学証明書を毎年4月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、条例第12条第1号の規定に該当することにより奨学金の返還猶予を受けている者について準用する。

(平17規則61・一部改正、平20規則50・旧第11条繰下)

(異動届等)

第13条 条例第8条第2項の規定により、奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに奨学生異動届により、市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき。
- (2) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は扶養者の氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (4) 第2条に規定する措置を受けようとするとき。

- 2 奨学生が病気その他特別な理由により前項の規定による届出をすることができないときは、その奨学生に代わり扶養者又は連帯保証人が届出をしなければならない。

- 3 第1項第3号に係る届出については、奨学生であった者で奨学金の返還を完了していないものについて準用する。

(平17規則61・一部改正、平20規則50・旧第12条繰下、平31規則44・一部改正)

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生が、奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退しようとするときは、奨学金辞退届を市長に提出しなければならない。

(平20規則50・旧第13条繰下、平31規則44・一部改正)

(休止等の決定通知)

第15条 市長は、条例第9条又は第10条第1項の規定により奨学金の休止、停止又は廃止を決定したときは、奨学金休止・停止・廃止決定通知書により当該奨学生に

通知するものとする。

- 2 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを休止、停止又は廃止する。

(平20規則50・旧第14条繰下、平31規則44・一部改正)

(奨学金の停止の解除)

第16条 条例第10条第2項に規定する申出は、奨学金停止解除申請書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申出により奨学金の停止の解除を決定したときは、奨学金停止解除決定通知書により当該奨学生に通知するものとする。

- 3 前項に規定する決定をしたときは、当該決定の日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを再開する。

(平20規則50・旧第15条繰下、平31規則44・一部改正)

(奨学金借用証書の提出)

第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学金について、扶養者、親権者（扶養者が親権者でない場合に限る。）、未成年後見人（本人が後見に付されているときに限る。）及び連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 学校等を卒業し、又は修了するとき。
- (2) 貸付期間が満了したとき。
- (3) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に廃止されたとき。
- (4) 奨学金の貸付けを貸付期間満了前に辞退したとき。

(平20規則50・旧第16条繰下・一部改正、平31規則44・一部改正)

(奨学金の返還期間)

第18条 条例第11条第1項に規定する規則で定める期間は、別表第2のとおりとする。

(平20規則50・旧第17条繰下)

(死亡届)

第19条 奨学生が死亡したとき又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族等は、死亡届に奨学生の戸籍抄本又は死亡診断書及び奨学金借用証書を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則50・旧第18条繰下、平31規則44・一部改正)

(返還猶予)

第20条 条例第12条第1号に規定する規則で定める教育施設は、次のとおりとする。

(1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校（正規の修業期間が1年以上のものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が前号に準ずると認める教育施設

2 条例第12条に規定する申出をしようとする者は、その事由を証明する書類を添えて奨学金返還猶予申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出により奨学金の返還の猶予について決定したときは、奨学金返還猶予決定通知書により通知するものとする。

4 条例第12条の規定により奨学金の返還を猶予する期間は、次のとおりとする。

(1) 教育施設に在学している場合 猶予決定の日の属する月から当該在学期間終了後6月を経過する月まで

(2) 病気その他特別の事情により返還が困難である場合 猶予決定の日の属する月から当該事情が消滅する日の属する月まで

(平20規則50・旧第19条繰下・一部改正、平31規則44・令4規則33・一部改正)

(返還免除)

第21条 条例第13条の規定により、遺族等が奨学金の返還免除を申し出ようとするときは、奨学金返還免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出により奨学金の返還の免除について決定したときは、奨学金返還免除決定通知書により通知するものとする。

(平20規則50・旧第20条繰下、平31規則44・令4規則33・一部改正)

第3章 高校等進学支援金の支給

(令4規則33・追加)

(申請手続)

第22条 条例第15条の規定による支援金の支給の申請は、熊本市高校等進学支援金支給申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていることの証明書又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であることの証明書

(2) 家計の急変等により奨学金の支給を受けようとする者にあつては、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令4規則33・追加）

（決定等の通知）

第23条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出を行った者（この条において「申請者」という。）が条例第14条第1号及び第3号から第5号までに掲げる要件の全てを満たすときは熊本市高校等進学支援金通知書により、当該要件のいずれかを満たさないときは熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の熊本市高校等進学支援金通知書により通知した申請者に対し、支援対象者とすることを決定したときは熊本市高校等進学支援金支給決定通知書により、支援対象者としなことを決定したときは前項の熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により通知するものとする。

（令4規則33・追加）

（取消しの通知）

第24条 市長は、条例第18条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、熊本市高校等進学支援金取消決定通知書により支援対象者に通知するものとする。

（令4規則33・追加）

第4章 雑則

（令4規則33・章名追加）

（書類の様式等）

第25条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平31規則44・追加、令4規則33・旧第22条繰下)

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平20規則50・旧第21条繰下、平31規則44・旧第22条繰下、令4規則33・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

(平28規則105・旧附則・一部改正)

2 平成28年9月9日から平成34年3月31日までの間に、奨学生が第17条の奨学金借用証書を作成する場合には、収入印紙を貼ることを要しない。

(平28規則105・追加、平31規則44・一部改正)

附 則 (平成16年3月31日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月30日規則第61号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市奨学金条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年11月5日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月21日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市奨学金条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月10日規則第29号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規則第44号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成２６年６月３０日規則第７２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年１０月２８日規則第１０５号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２８年９月９日から適用する。

附 則（平成２９年３月２７日規則第１０号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月３１日規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第３３号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第８条関係）

区分		加算額
高等学校、高等専門学校及び専修学校の の高等課程	国立及び公立の学校	50,000円
	私立の学校	100,000円
大学、短期大学及び専修学校の専門課 程	国立及び公立の学校	150,000円
	私立の学校	200,000円

別表第２（第１８条関係）

（平２０規則５０・一部改正）

区分		返還期間
高等学校及び専修学校の高等課程	国立及び公立の学校	9年
	私立の学校	12年
高等専門学校	国立及び公立の学校	13年
	私立の学校	14年
大学	国立及び公立の学校	14年
	私立の学校	15年
短期大学及び専修学校の専門課程	国立及び公立の学校	12年
	私立の学校	11年